

燕市障がい者基本計画、第6期燕市障がい福祉計画、第2期燕市障がい児福祉計画(素案)に関する
パブリックコメントの回答について
パブリックコメントで寄せられた意見の要旨とそれに対する市の考え方

令和2年12月21日(月)～令和3年1月15日(金)に実施しました燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画(素案)についてのパブリックコメント募集に対して、寄せられたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。

1 意見の募集期間

令和2年12月21日(月)～令和3年1月15日(金)まで

2 意見募集の方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メール

3 意見提出人数、件数、提出方法

人数1人、件数3件

4 意見の内容と市の考え方

以下の表のとおり

| No. | 計画書 ページ | 意見内容（要旨） | 意見に対する市の考え方 | 計画修正の有無 |
|-----|------------|---|--|---------|
| 1 | 25 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第2章 燕市の障がいのある人の状況 ■ 2 アンケート調査の概要 ■ (2) アンケート結果の概要 ■ ⑦ 発達障害について <p>「発達障がいとして診断された時のご本人の年齢は何歳でしたか」とのアンケート調査の結果は、「1歳7か月～3歳」が44.3%と最も高くなっている。</p> <p>なかなか障がい名が見つからない、発達障がいと診断されないこともあるので、発達障がいとして診断される年齢に幅があると感じる。</p> | <p>ご意見をいただいた調査項目については、前回までのアンケート調査との継続性を考慮し、選択肢（年齢幅）を設定しました。</p> | 無 |
| 2 | 31 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第3章 燕市障がい者基本計画 ■ 2 計画の基本目標 ■ (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり（8段落目） <p>「…障がい特性に配慮した適切な情報保障や…」とあるが、障がい特性について説明が欲しい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「資料編 1 用語解説」において、次の通り「障がい特性」を解説します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>障がい特性</p> <p>障がい特性とは、障がいに見られる特徴的な性質のことであり、障がいの程度や種別によっても異なるものをいう。</p> </div> | 有 |

| No. | 計画書 ページ | 意見内容（要旨） | 意見に対する市の考え方 | 計画修正の有無 | | |
|---|------------|--|--|--|---|---|
| 3 | 36 | <p>■ 第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■ 4 施策の方向性（基本施策）</p> <p>■ (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>■ ② 障がい児支援体制の充実 (1 段落目)</p> <p>「・・・障がいのある子どもに対して、・・・」とあるが、障がいのある子どもに限定するのではなく、「・・・障がいのある子どもや障がいの疑いがある子ども（特性のある子ども）に対して、・・・」としてはどうか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「障がいのある子ども」には、「障がいの疑いのある子ども」も含まれることが明確になるよう変更します。</p> <p>また、本文中にて使用される「障がい児」や「障がい児等」を「障がいのある子ども」に変更します。</p> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="1232 582 2011 949"> <tr> <td data-bbox="1232 582 2011 726"> <p>（修正前）</p> <p>・・・18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がい児を対象に、・・・</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 726 2011 949"> <p>（修正後）</p> <p>・・・18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がいのある子ども及び障がいの疑いのある子ども（以下、「障がいのある子ども」という。）を対象に、・・・</p> </td> </tr> </table> | <p>（修正前）</p> <p>・・・18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がい児を対象に、・・・</p> | <p>（修正後）</p> <p>・・・18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がいのある子ども及び障がいの疑いのある子ども（以下、「障がいのある子ども」という。）を対象に、・・・</p> | 有 |
| <p>（修正前）</p> <p>・・・18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がい児を対象に、・・・</p> | | | | | | |
| <p>（修正後）</p> <p>・・・18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がいのある子ども及び障がいの疑いのある子ども（以下、「障がいのある子ども」という。）を対象に、・・・</p> | | | | | | |